

日行連発第280号
平成29年6月28日

各単位会長様

日本行政書士会連合会
会長 遠田和夫

職務上請求書の適正な管理及び使用について

職務上請求書の適正な管理及び使用については、本会及び各単位会の関係規則に基づき、所属会員への指導等を徹底いただいておりますが、今般、平成30年度の政府予算編成にあたり一部自治体から総務省へ「各士業における職務上請求書の不正使用への罰則強化及び防止対策」等の提案及び要望がありました。各単位会におかれましては、所属会員への周知徹底を図るとともに、不正請求事案が発生しないよう、引き続きの会員指導等をお願いいたします。

以上

別紙：「職務上請求書」の適正な管理及び使用について（平成29年6月14
日付. 総務省自治行政局行政課）

事務連絡
平成29年6月14日

日本行政書士会連合会 御中

総務省自治行政局行政課

「職務上請求書」の適正な管理及び使用について

平成29年6月に香川県知事及び香川県議会議長より「平成30年度政府予算等に関する政策提案・要望」が出されました。

このうち、「人権・同和行政の推進について」に係る提案・要望項目として、「職務上請求書」を悪用した戸籍謄本等の不正取得を防止するため、職務上の交付請求を行うことができる司法書士をはじめとする士業に対し、国として、不正取得者に対する罰則の強化、関係団体への指導、人権教育の実施など、必要な対策を講じること」が挙げられております。

貴会におかれましては、「職務上請求書」の適正な管理及び使用について、会員に対して周知を図るとともに偽造防止強化策等に取り組まれていることと存じますが、引き続き会員等への周知徹底を図っていただく等、「職務上請求書」の適正な管理及び使用について、取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

(本件連絡先)

総務省自治行政局行政課行政書士係 新井
電話：03-5253-5510
FAX：03-5253-5511